

入札監理小委員会における審議結果報告
（水産物流通調査業務のうち、産地水産物流通調査（水揚量・価格調
査（年別・月別））及び水揚量・価格情報（日別））

水産物流通調査事業のうち、水産庁が実施する産地水産物流通調査（水揚量・価格調査（年別・月別））及び水揚量・価格情報（日別）について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（1）事業の概要

○事業概要

今回が市場化テスト3期目（令和3年4月～令和6年3月）。1期目（平成27年4月～平成30年3月）は2者応札となったものの、予定価格内の事業者が過年度から継続受託している一般社団法人（（一社）漁業情報サービスセンター）のみであること、2期目も同社しか応札がなかったなどのことから継続となったもの。

○事業期間

令和3年4月～令和6年3月

○事業の目的

漁業経営の安定や国民に対する水産物の安定供給を図るため、全国の主要漁港における主要品目の水揚量、卸売価格等の水産物の需給・価格の動向を把握するための調査・情報収集を行うもの。

（2）選定の経緯

政府系公益法人等が一者応札で受注していた事業として、平成24年度基本方針において選定。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

前回、小委員会において御指摘いただいた論点は以下のとおり。

【論点1】 根本的に調査手法を見直すというよりも、新規参入の促進のために、ICT技術の活用等を実施要項に追記することで、これまでと異なる分野の事業者の参入が促進されるよう検討を行うこと。

【対応1】 未来投資戦略において、スマート水産業の展開を計画。

同計画では、漁獲報告システム（仮称）を令和3年度に200市場、令和4年度には400市場（注：2年間で400市場）の整備を目標づけており、当該システムでは漁港・漁協から水揚量を電子的に情報収集することを予定。このため、水揚量調査については、当該システムでカバーできる市場については、水産物流通調査から随時抜くことを検討している。価格調査については、非

効率な開発にならないように同システムの開発状況を見据えつつ、政府統計共同利用システムオンライン調査の導入を検討してまいりたい。(資料6-2 実施要項(案) P 6/92)

【論点2】複数応札にする為に、しっかりヒアリングを行い、どの程度の期間があれば応札できるのか、具体的に掘り下げたヒアリングを行い、水産庁として対応できるか本気で検討されたい。

【対応2】前回の事業評価時のヒアリングにおいて、調達期間を長く設定してほしいという事業者の回答があったところであり、今回の実施要項については公告期間を50日と定め、複数回説明会を実施することを検討しているとのこと。
(資料6-2 実施要項(案) P 16/92、資料F-2 契約状況の推移[入札スケジュール] 参照)

【論点3】(参考意見)

調査手法の見直しについては、すぐに結論を得ることはできないのは承知。現在の調査は、アンケートみたいな調査なのであろうから、調査以外に利用できるデータがないか、きちっと研究会を立ち上げて、調査対象の負担を減らし、正確なデータを収集する方法を検討してはどうか。例えば、取引情報を提出してもらうなどの方法が考えられるが、今後検討してはどうか。

【対応3】スマート水産業における産地の情報収集については、水揚量の収集のみが予定されているものの、価格情報などの取引情報の収集は含まれていないことから、今後、関係部署と協議をし、取引情報の収集について検討してまいりたい。

3. その他の修正変更について

農林水産省では、水産物流通調査について、実施部局を以下のように変更する事となったため、実施要項を2分割して、審議の依頼があったところ。

統計法に基づく一般統計調査(総務省政策統括官(統計基準担当)の審査を受け、総務大臣の承認を得て実施)については、統計部が担当し、業務統計(前記のような審査等は不要)は、従来どおり、水産庁が担当。具体的な担当は、以下のとおり。

	調査名	これまでの 担当部局		R3年以降 の体制
業 務 統 計	水揚量・価格情報(日別)	水産庁	→	水産庁
	水揚量・価格調査(月1回)			
	水揚量・価格調査(年1回)			
一 般 統 計	産地水産物用途別出荷量調査(年1回)		→	統計部
	冷蔵水産物在庫量調査(月1回)			

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】（資料 6－2 実施要項（案） P 5/92等）

実施要項に記載のある「水産物流通情報提供システム」、「政府統計共同利用システム」等のオンライン調査システムの例示として掲載している。しかし、民間事業の創意工夫が働くよう、記載のある以外のシステムを民間が構築して調査をしてよいということが重要であり、そのことがメインであることが明確になるよう実施要項を修正すべき。

【対応 1】「（6）調査等の方法」の冒頭に以下の書きぶりを記載することより、「（6）」の項目全体に「民間の創意工夫」がメインであることがわかるように修正。

「調査等の方法については、民間事業者の創意工夫による提言を重視し、これを活用する方向で本調査業務を実施するものとし、特にオンラインによる調査票の回収方法がある場合はその使用を推奨する。提言がなければ、以下に記載する方法で実施する。」

【論点 2】（資料 6－2 実施要項（案） P 6/92）

スマート水産業で導入されるシステムが利用できるのかがはっきりわかるのであれば「使える」、使えないなら「使えない」と記載すべき。もし、不確定であるなら、使えないことを前提として説明すべき。説明会等にて口頭でお伝えするなどの方法を検討されたい。

【対応 2】スマート水産業で導入されるシステムが利用できるかは不確定であることから、スマート水産業には触れずオンライン調査システムについてのみ記載し、明確化を実施。また、「（注）オンライン調査システムの使用については、～」の書きぶりについては以下のとおりとするとともに、スマート水産業の現状については説明会等にて口頭で説明予定。

「（注）オンライン調査システムについては、その使用が可能となった段階で実施することができる。」

【論点 3】（資料 6－2 実施要項（案） P 5～6/92）

「論点 1」の大前提の修正に加え、下記①、②についても、民間事業者の創意工夫で、オンライン調査を進められるよう記載されたい。

- ① 水揚量・価格調査（年間・月別）等に調査票の回収方法を記載している。論点 1 にもあるように、記載されているオンラインによる方法以外のオンラインによる調査票の回収方法も認める旨、「ニ」等（論点 1 の趣旨を踏まえ、「イ」）に記載すべき。
- ② 水揚量・価格情報（日別）等は従来どおりの調査票の回収（FAX、電

子メール又は電話の聞き取り等)の記載をしているが、オンラインの利便性は利用しないと理解頂けない。したがって、オンラインによる調査票の回収を「妨げない」、むしろ「推奨する」といった記述を追記して、オンラインによる調査票の回収が促進されるよう記述すべき。

【対応3】①の対応について(資料6-2 実施要項(案) P6/92)

「(6) 調査等の方法」の直後に、「民間事業者の創意工夫の提言を重視し～(中略)～オンラインによる調査票の回収方法がある場合は、その使用を推奨」と記載することにより、「(6)」の項目に、全体に係るよう文章を修正。

②の対応について(資料6-2 実施要項(案) P6/92)

「論点1」の修正において、民間事業者が提言する「オンラインによる調査票の回収方法を推奨する」旨を記載することで、民間事業者のオンラインによる調査票の回収を推奨するよう訂正。

【論点4】(資料F-2 契約状況の推移)

複数応札のために、ホームページで掲載して、広く周知しているだけでは、改善は望めない。具体的に取る必要がある。

【対応4】官報公告を不特定多数に配布するとともに、調査会社の集まっている業界団体などに声かけをおこない、競争性が働くよう働きかける予定。

5. パブリックコメントの対応について

物品等に対しての物理的なセキュリティについての記述について、意見があったため、セキュリティ対策マニュアルに記述することを明確に記述するよう変更。その他、大きな変更はない。